儀禮と刑罰のはざま

——賄賂罪の變遷——

冨谷　至

緒　言
Ⅰ　賄賂罪にかんする唐律の規定
Ⅱ　漢律に見える賄賂罪
Ⅲ　漢～唐における賄賂罪の變遷
Ⅳ　賄賂はなぜ罪になるのか——禮物とワイロの間
小　結——賄賂罪の立法主義

緒　言

中國社會においては、賄賂罪は秦漢律から規定をもち、唐律、さらには現行法に流れてきた。古代法から引き繼がれてきた法律であり、かつ他の條文、他の地域の法律と比較して、むしろ嚴罰が量定されているにもかかわらず、賄賂罪は常に問題とされ、また今日にあっても中國は官僚の賄賂が後を絶たない社會と認識されている。

今日の日本の瀆職・賄賂にかんする現行法條文の法律用語は、漢から受け繼がれてきた用語を用いているだけではなく、「請託」「職務權限」等、いわゆる賄賂罪の構成要件も嚴密にいえば相違點があるものの、基本的には受け繼いでいる。拙稿は、中國古代から、唐にかけての賄賂罪の規定の變化をたどり、そこに賄賂にかんする中國法の立法主義と特徴が

みえることを指摘したい。

行論はまず、唐律の瀆職・賄賂罪の分析から始めよう。

Ⅰ　賄賂罪に關する唐律の規定

唐律では、財物の奪取もしくは犯罪を構成する財物の授受を贓罪とし、六種類の類型（六贓）――竊盜、強盜、受財枉法、受財不枉法、受所監臨財物、坐贓――が規定されている。この六種を記す條文は、複數の編目にわたっており、不正利得に伴う犯罪という系では括られるとしても、犯罪としての様態、性格、由來はそれぞれ異なる。竊盜と受財枉法（賄賂）が何故ともに贓罪として同じ範疇にはいるのかを考えただけで、それは明らかであろう。

では、かかる類型はいかにして形成されてきたのか。六贓として收斂するに、いかなる經緯がそこにあったのだろうか。瀆職、坐贓にかんしての唐律條文を原文でまず、擧げよう。

一三五條　諸有所請求者、笞五十、（謂從主司求曲法之事、卽爲人請者、與自請同、）主司許者、與同罪、（主司不許及請求者、皆不坐、）已施行、各杖一百、所枉罪重者、主司以出入人罪論、他人及親屬爲請求者、減主司罪三等、自請求者、加本罪一等、卽監臨勢要、（勢要者、雖官卑亦同、）爲人囑請者、杖一百、所枉重者、罪與主司同、至死者減一等、

一三六條　諸受人財而爲請求者、坐贓論加二等、監臨・勢要、準枉法論、與財者、坐贓論減三等、若官人以所受之財、分求餘官、元受者倂贓論、餘各依己分法、

一三七條　諸有事以財行求、得枉者、坐贓論、不枉法者、減二等、卽同事共與者、首則倂贓論、從者各依己分法、

一三八條　諸監臨主司受財而枉法者、一尺杖一百、一疋加一等、十五疋絞、不枉法者、一尺杖九十、二疋加一等、三十疋加役流、無祿者、各減一等、枉法者二十疋絞、不枉法者四十疋加役流、

一三九條　諸有事先不許財、事過之後而受財者、事若枉、準枉法論、事不枉者、以受所監臨財物論、

一四〇條　諸監臨之官、受所監臨財物者、一尺笞四十、一疋加一等、八疋徒一年、八疋加一等、五十疋流二千里、與者、減五等、罪止杖一百、乞取者、加一等、強乞取者、準枉法論、

以上が、瀆職、賄賂にかんする刑罰規定であり、雜律に次の坐贓の規定がある。

三八九條　諸坐贓致罪者、一尺笞二十、一疋加一等、十疋徒一年、十疋加一等、罪止徒三年。（謂非監臨主司、而因事受財者。）與者、減五等。

一三五條から一四〇條まで、これは唐律賄賂罪にかんする規定だが、それぞれ次のような內容をもつ。

(1)　擔當官に違法な裁定を請託し、それが受諾された場合、「有所請求者」（一三五條）

(2)　第三者から金錢等をもらって、違法な裁定を請託した場合。「受人財而爲請求者」（一三六條）

(3)　有ることにかんして、贈賄によって請託をなし、違法行爲を行ったとき。「有事以財行求得枉者」（一三七條）

(4)　監臨主司が收賄によって違法行爲を行った場合。「監臨主司受財而枉法者」（一三八條）

(5)　有ることにかんして、最初は金錢を授受しなかったが、事後において金錢を授受した場合。「諸有事先不許財、事過之後而受財者」（一三九條）

(6)　監臨之官が所轄內から金錢等を授受した場合。「監臨之官、受所監臨財物」（一四〇條）

(1)(2)は、律文だけからすると「請託」のみが構成要件になっているが、『唐律疏議』には、「主司に從って曲法の事を求める」「主司、許さず、および請求する者、皆な坐せず」とあることから、違法な裁定を請託し、官吏がそれを受諾した段

階で罪が成立する。また、(2)は、他人から金銭をもらって、監臨の官（擔當官吏、裁量權のある官吏）に請託をおこなう場合の罪をいう。金銭を受領し、請求を爲すべき主體は、『唐律疏議』によれば「非監臨之官」とあるのみで、民か官かの言及はない。ただ、この條文の後半には、「監臨勢要」つまり職務權限を有する擔當官（監臨）と、監臨官ではない官（勢要）の記述が見えることからすれば、また(1)においても、請求者が監臨・勢要の場合には罪が加重される規定が見えることからすれば、請求をおこなう、もしくは金銭をもらって他人のために請求をおこなう行爲主體は官人に限定されず、官人である場合には罪が重くなると解釋できる。つまり、現行の受託收賄罪とは完全には一致しないし、受託贓賄罪とも異なると見なければならない。要するに違法な裁定を官に請託し、それが受諾されたことに焦點が置かれ、請託する主體は當事者でもそれの代行者でも同じということである。

(3)は、贓賄により、枉法が成立したときと不枉法の場合が規定されている。いわば、贓賄罪がこの規定であり、行爲主體は民間人であり、贓賄の對象は官人、すなわち監臨・主司である。

(1)から(3)におよぶ請託者、贓賄者の罰則規定に對して、いわゆる官人の收賄をめぐっての規定は、(4)から(6)である。ただ、(5)は事前事後にかんする規定であり、收賄の基本規定は(4)(6)の二條といえ、兩者は、(4)が監臨・主司、(6)が監臨官とその行爲主體に若干の違いが認められること、(4)は枉法が明文化されており、(6)は金銭の授受だけに止まることなどに相違點がある。(1)

以上、唐律職制律の賄賂にかんする六條を概觀していえるのは、唐律は、確かに贓賄と收賄の兩者について等分に規定するが、一連の條文は、官吏の職務上の違法行爲を軸にして、それを誘引するものとして請託、贓收賄を位置づけているということである。換言すれば、(1)(2)(3)の贓賄規定において、官人は請託者もしくは贓賄者の必要的共犯（對向犯）というよりも、むしろ違法行爲をおこした行爲主體として位置づけられているといえる。ことがらの考察は後文で詳述することにして、いまはこれらが、職制律に屬すということがそれを端的に物語っているとだけ、言っておこう。では、唐律の

このような賄賂罪はどの様な歴史的背景を持つのか、さらには唐律の賄賂、瀆職罪の立法主義の依って來たるところは何か、それらを求めて漢律に遡ろう。

Ⅱ　漢律に見える賄賂罪

漢律の贓罪、賄賂にかんする規定は近年發見された江陵張家山二四七號出土漢律に見える。（以下引用する江陵張家山出土簡牘の簡番號は、『張家山漢墓竹簡』〔二四七號墓〕（文物出版社　二〇〇一）のそれに従う）

受賕以枉法、及行賕者、皆坐其贓爲盜、罪重於盜者、以重者論之、　六〇　盜律

賄賂を受けて法を枉げる、および賄賂を贈った場合には、いずれも不正に財物を得たかどで盜とする。その罰が盜より重い場合には、重い方をもってこれを論斷する。

文獻史料からも、いくつか賄賂、請託にかんする律條文、處斷の記事を擧げることができる。

(7)　盜律有受所監、受財枉法、　『晉書』刑法志

盜律に、受所監、受財枉法あり。

殺人先自告、吏坐受賕枉法、守縣官財物而卽盜之、已論命、復有笞罪者、棄市、　『漢書』刑法志

人を殺して先に自ら告す、吏の賕を受けて法を枉げる、縣官の財物を守りて、卽ち之を盜む、已に命を論じて、復た笞罪有る者、棄市。

(8)　（汾陰悼公周昌）孝文前五年、侯意嗣、十三年、坐行賕、髡爲城旦、　『漢書』功臣表

（汾陰悼公周昌）孝文前五年、侯意、嗣ぐ。十三年、賕を行るに坐して、髡して城旦と爲る。

(9)　建元五年、侯受嗣、十八年、元狩五年、坐爲宗正聽請、不具宗室、削爲司寇、（師古曰、受爲宗正、人有私請求者、受聽許之、故於宗室之中、事有不具、而受獲罪、）　『漢書』刑法志　『漢書』王子侯表

建元五年、侯受、嗣ぐ、十八年、元狩五年、宗正と爲りて請を聽くに坐し、宗室に不具あり、削られて司寇と爲る。（師古曰。受、宗正と爲る。人に私に請求する者あり。受、聽きて之を許す。故に宗室の中において、事に不具あり。而して受は罪を獲る。）

(10)　（如淳曰）　律、諸爲人請求於吏、以枉法、而事已行、爲聽行者、皆爲司寇、　『漢書』外戚恩澤表

（如淳曰）　律、諸ろの人の爲に吏に請求し、以て法を枉げる。而して事、已に行われれば、聽行を爲す者、皆な司寇となす。

(7)は收賄罪、受賕枉法、(8)は、贈賄の罪、その刑罰は髡鉗城旦、(9)は請託枉法、[2]⑽は代理人の請託枉法である。(7)は、文帝十三年の肉刑廢止にかんしての規定の中の、補足經過規定に屬する。受賕枉法が確定した後に笞刑の罪を犯した場合には、棄市刑が量刑されるということは、單なる受賕枉法は棄市刑より一等減刑とみるのが妥當であり、肉刑廢止後の刑では、髡鉗城旦刑であろう。ならば、(8)は枉法についての記載はないが、行賕（贈賄）罪の量刑が髡鉗城旦ということは、行賕枉法を意味するに他ならず、贈賄・收賄による枉法の量刑は等しく髡鉗城旦としてよいであろう。

以上の四例、および張家山出土漢律（「二年律令」と略稱）と唐律の贈收賄枉法を表にして對照してみよう。

漢と唐の瀆職罪を比較した場合、類似點と相違點の兩者がここに浮かび上がってくる。まず、**表**のⅠ、Ⅱにみえる請託、第三者請託にかんする規定で、唐律の構成要件は、「擔當官吏（主司）への違法行爲の請託」と「主司の受諾」であり、違法行爲はそれが未遂であったとしても犯罪は成立し、既遂の場合には罪が加重される。

一方、漢律においては、擔當官への請託と受諾が犯罪を構成することは間違いないにしろ、違法行爲の未遂・既遂にか

Ⅰ：請託枉法、　Ⅱ：第三者の請託枉法　Ⅲ：贓賄枉法　Ⅳ：官吏の收賄枉法

	漢律	唐律
Ⅰ	坐爲宗正聽請、不具宗室、削爲司寇（人有私請求者、（受）聽許之）（『漢書』王子侯表・師古注　(9)）	諸有所請求者、笞五十、（謂從主司求曲法之事、卽爲人請者、與自請同。）主司許者、與同罪、已施行、各杖一百（唐職制律一三五條　(1)）
Ⅱ	爲人請求於吏、以枉法、而事已行、爲聽行者、皆爲司寇（『漢書』外戚恩澤表　(10)）	諸受人財而爲請求者、坐贓論加二等、監臨・勢要、準枉法論（唐職制律一三六條　(2)）
Ⅲ	坐行賕、髡爲城旦（『漢書』功臣表　(8)）	諸有事以財行求、得枉者、坐贓論、不枉法者、減二等（唐職制律一三七條　(3)）
Ⅳ	盜律有受所監、受財枉法（『晉書』刑法志） 吏坐受賕枉法（『漢書』刑法志） 受賕以枉法、及行賕者、皆坐其贓爲盜（二年律令盜律　(7)）	諸監臨主司受財而枉法者、一尺杖一百、一疋加一等、十五疋絞、　不枉法者、一尺杖九十、二疋加一等、三十疋加役流（唐職制律一三八條　(4)）

んしては、はっきりしない。現在判明している漢律から確實に言えるのは、枉法の請託を受けて司寇刑が適用されるのは、違法行爲がすでに完遂した段階だということである。

律曰、爲人請求於吏、以枉法、而事已行、爲聽行者、皆爲司寇、

右の律文と、漢律-Ⅰの請求枉法に共に司寇刑が量定されていることからすれば、表に見えるⅠ項の漢の請求罪は、「人有私請求者、聽許之」と表記されてはいるが、この場合にも受諾（聽許之）したうえ、枉法が既遂となったという方向で

解釋してよいであろう。[3] 一歩進んで、漢律は、枉法請託による違法行爲の未遂も犯罪とし、司寇刑より下の刑罰が設定しているのであろうか。漢律の全體が明らかでない現段階では、判斷を保留しておかざるを得ないが、私見としては、後述の受賕（行賕）不枉法を考慮に入れれば、枉法請託の未遂は犯罪とはならなかったのではないかと憶測している。

いま一つ。表のⅠとⅡにあがる請託には、金錢等の贈賄が伴うのか否か、これは、唐律・漢律ともに、金錢等の授與は構成要件ではなかったと考えられる。唐律においては、贈收賄は、別に一三七～一四〇條にかけて別個に規定が設けられていることから、それは明らかであり、漢律にあっても贈賄・收賄にかんしては、(7)と(8)が相當し、そこでは「賕」（「受賕」が收賄、「行賕」が贈賄）と表記される。すなわち「求」と「賕」の區別が漢律には存在していたと見てよいかもしれない。[4] 漢における「爲人請求於吏、以枉法」の一例として、たとえば『史記』游俠列傳にみえる郭解が任俠心から、ある男の徭役を免除するように擔當の尉史に賴んだという、いわゆる顔を利かす行爲がそれに相當しよう。

解出入、人皆避之、有一人獨箕倨視之、解遣人問其名姓、客欲殺之、解曰、居邑屋至不見敬、是吾德不脩也、彼何罪、乃陰屬尉史曰、是人、吾所急也、至踐更時脫之、每至踐更、數過、吏弗求、怪之、問其故、乃解使脫之、箕踞者乃肉袒謝罪、少年聞之、愈益慕解之行、

『史記』游俠列傳

解、出入するに、人は皆な之を避く。一人、獨だ箕倨して之を視るもの有り。解、人を遣て其の名姓を問わしむ。客、之を殺さんと欲すと。解曰く、邑屋に居して敬せられざるに至る、是れ吾が德、脩せざればなり。彼れ何の罪かあらん。乃ち陰かに尉史に屬ねて曰く。是の人、吾れ急する所なり、踐更の時に至りて之れを脫せよ。踐更に至る每に、數ば過して、吏は求めず。之を怪みてその故を問わば、乃ち解の之を脫せしめるなり。箕踞せし者、乃ち肉袒謝罪す。少年、之を聞きて、愈よ益す解の行いを慕う。

この郭解は、まさに人の爲に吏に踐更の免除という違法を請託したのであり、そこでは本人は關知せず、郭解の尉史に向かっての請託は贈賄というよりもむしろ任俠の權勢を背景にした口利きと解釋すべきだろう。つまり、漢における「爲人請求於吏、以枉法」は任俠などの豪右もしくは顔役が鄉里社會において、民衆を掌握し、その勢力を堅持するという當時の環境が背景となっていることをふまえて理解する必要がある。

Ⅲ、Ⅳは行財（賕）枉法、受財枉法の規定であり、いわゆる受託贈收賄にかかる。唐律においては、枉法にたいして不枉法の場合でも、有罪となるが、漢律にあっては處罰されるかどうか確認できない。官吏がその所轄内から飲食等の饗應をうけることは、譴責の對象となり、また盜律にはそれが規定されていたことは、景帝の詔、および『晉書』刑法志から檢證できる。

秋七月、詔曰、吏受所監臨、以飲食免、重、受財物、賤買貴賣、論輕、廷尉與丞相更議著令、廷尉信讁與丞相議曰、吏及諸有秩受其官屬所監、所治、所行、所將、其與飲食　計償費、勿論、它物、若買故賤、賣故貴、皆坐臧爲盜、沒入臧縣官、

『漢書』景帝紀

秋七月、詔して曰く。吏の監臨する所より受け、以て飲食すれば免ぜられるは、重し。財物を受け、賤く買い貴く賣る、論は輕し。廷尉は丞相と更めて議して令に著せ。廷尉　信、謹しんで丞相と議して曰く。吏、及び諸ろの有秩の其の官屬の監する所、治する所、行う所、將いる所より受け、其れ飲食を與にするも、計りて費を償えば、論ずる勿れ。它物、若し買うに故ら賤く、賣るに故ら貴くすれば、皆な臧に坐して盜と爲し、贓を縣官に沒入す。

『晉書』刑法志

盜律有受所監、受財枉法、

盜律に「受所監」、「受財枉法」あり。

『漢書』景帝紀の詔にいう「吏受所監臨」、これは、先の唐律一四〇條の規定「監臨之官、受所監臨財物」と同じで、漢律においても、擔當官が財物を受けただけで犯罪を構成するものと規定されていたと指摘されるかもしれない。單純に比較すれば、確かに唐律一四〇條との共通はいえるであろう。少なくとも「監臨」「受所監臨」という語句は兩者にともに認められる。しかし、兩者はその立法の趣旨は異なると言わねばならない。景帝紀の詔――これが漢律に規定をもつものなのかどうか確かではないが――は、官吏の不當な饗應を禁じた規定にとどまり、その延長線上に請託に伴う官吏の違法行爲が想定されているわけではない。つまり、受財枉法の未遂にかんする規定と見なすことはできない。かりに未遂としての受財不枉法であれば、受財枉法の量刑が勞役刑であり、最も重い場合には死刑に次ぐ髡鉗城旦刑が科せられるのに對して、官吏の飮食の饗應は免官にとどまり、しかも「受所監以飮食の罪が免官というのは重きにすぎる」といった詔は、動機主義にたち、それゆえ未遂と既遂に差を設けない漢律の法理からして理解に苦しむ。さらに、「免官」がはたして犯罪に對する法定正刑といえるのか、刑事罰なのか、官吏の譴責、行政處分に止まるのか。受賕枉法には明らかな刑事罰が、受賕不枉法は免責という對應は、同一犯罪の既遂と未遂の對置ではなく、異なった範疇に屬すると言える。つまり一方（受賕枉法）は、竊盜罪であり、漢の「吏受所監臨、以飮食免」は、官吏の非倫理、貪吏の譴責からの處分でしかない。ここでは正面から現段階では推測の域を脫し得ないが、漢律は受賕不枉法、行賕不枉法を處罰しなかったのではないだろうか。否、より正確に言えば、漢において、受賕不枉法を犯罪としては確定しきれなかった、官吏の淸廉さからは、譴責されるべき行爲であるが、かといって犯罪の確たる構成要件とはならないといった曖昧さの中に置かれたと言えよう。私は、賄賂罪は官の受託收賄が招來する違法行爲をまって始めて成立したのではないかと考えている。唐律に見える受財不枉法、行財不枉法の罰則規定は、漢から唐にいたる瀆職罪の歷史的變遷のなかで成立していったと見るが、このことは、次章に委ねることにしよう。

賄賂にかんするⅢ、Ⅳにもどろう。受託贓賄Ⅲの構成要件は有事の人が、贈賄をもって請託し、擔當官が違法行爲をお

こなうこと（唐律は不枉法でも犯罪を構成）であり、Ⅳは擔當官が賄賂を受領して違法行爲をおこなうことである。擔當官は唐律では監臨と主司に分かれ、漢では單に「官」とするだけだが、いずれにしろ行爲の主體は官吏であり、この犯罪は官吏の職務犯罪、行爲者が一定の身分を要することが行爲主體の要件とされる身分犯罪にほかならない。

漢律において、確かに受財枉法罪は身分犯であった。しかし、張家山二七四號墓出土の「奏讞書」とよばれる訴訟文書には、次のような注目せねばならない案件がある。

●●北地守讞、女子甑奴順等亡、自處□陽、甑告丞相自行書、順等自贖、甑所臧過六百　五一

六十、不發告書、順等以其故不論、疑罪、廷報甑順等、受行賕狂法也、　五二

北地守が讞す。女子甑の奴順等が逃亡し、自ら□陽に居りました。甑は丞相に告して　自ら文書を送附しようとするに、順等は自らが金を出して、甑の臧する額は六百六十錢以上で、告書を出しませんでした。順等は其の故をもって論斷されませんでした。疑罪の判斷を願います。廷報、甑、順等は受賕、行賕により枉法をおこなったとする。

この奏讞書案件五一・五二は、女子甑に逃亡した彼女の奴、順[5]が金錢を渡して告訴を回避しようとし、甑は六百六十錢以上の賄賂をうけとり、請託に從ったものである。奴隷の逃亡については、主人は官に屆け、逃亡奴隷には笞刑などの罰が科せられる[6]。案件はそれに違反した主人と處罰を受けるべき奴隷の論斷をめぐっての請讞なのだが、ここで注目したいのは、女子甑、奴順は民間人であり、收賄者の甑は官吏ではない。にもかかわらず甑は受賕枉法罪が適用されているということである。つまり漢にあっては、受賕枉法罪は必ずしも身分犯罪として位置づけられてはいないのである。確かに受財（賕）枉法罪は基本的には官吏の職務犯罪との基本概念を漢律も有していた。それゆえ官吏以外の受財枉法にかんして案件のように請讞がおこなわれたわけなのだが、廷尉の判斷は、違法行爲を招來する民間同士の收賄・贈賄にも受賕枉

法・行賕枉法罪の成立を認めたのである。

ではなぜ、漢律においては賄賂罪が身分犯罪の枠におさまらないのか、それは漢における受賕枉法罪、つまり賄賂罪の立法理念が唐律と異なるからに他ならない。

「賕を受けて以て法を枉げる、及び賕を行える者、皆な其の贓に坐して盜と爲す」、これが漢律の贈收賄罪の規定であり、それは盜律に屬していた。「贓」とは不正利得であり、「盜」とは、「本來そこに歸屬すべきでない非合法な變更、奪取」であること、『晉書』刑法志に見える張斐の律注が明言しており(7)、その定義は漢律においても有效である。

取非其物、謂之盜、貸財之利、謂之贓、

其の物に非ざるを取る、之を盜と謂う。貸財の利、之を贓という。

『晉書』刑法志

漢律の贈收賄罪にいう不正とは、違法行爲の對價であることに依據し、金錢等の授受が違法性をもつものではなく、また官吏としての職務に不可侵性があり、その不可侵性を犯すことが不正であるのでもない。あくまで、不正行爲と財物の授受が因果關係をもつが故に、また得られた財物がそこに歸屬すべき物でないが故に、贓物でありまた盜なのである。漢における贈收賄罪が盜律に屬すのもかかる法理に基づくからに他ならない。

くり返し言えば、漢律においても、賄賂罪は官吏の犯罪に傾斜した身分犯的性格を有していた。ただ、それは竊盜罪、不正利得（贓罪）という範疇に屬し、かつ金錢の授受と違法行爲が因果關係に置かれている故の犯罪である。この犯罪が贓罪として盜律に屬しており、また奏讞書案件五一・五二が示すように官吏の身分犯の枠内におさまらないのは、まさにかかる經緯によるとせねばならない。また、先に私は漢律においては、受賕（行賕）不枉法は、處罰の對象とならなかったのではないかと述べたのは、不枉法においては不正行爲⇩不正利得⇩竊盜という關連を見いだしにくいからでもある。

たとえば、後漢の鄭均の傳には次のような話が記されている。

鄭均字仲虞、東平任城人也、少好黄老書、兄爲縣吏、頗受禮遺、均數諫止、不聽、卽脫身爲傭、歲餘、得錢帛、歸以與兄曰、物盡可復得、爲吏坐臧、終身捐棄、兄感其言、遂爲廉潔、『後漢書』鄭均傳

鄭均、字は仲虞、東平任城の人なり。少くして黄老の書を好む。兄は縣吏と爲り、頗る禮遺を受く。均は數ば諫止するも、聽かず。卽ち身を脱して傭と爲る。歲餘、錢帛を得て、歸りて以て兄に與えて曰く。物盡れば復た得る可きも、吏と爲りて臧に坐すれば、終身、捐棄せらる。兄、其の言に感じ、遂に廉潔爲り。

「物がなくなれば、また得ることができるが、吏となって贓罪を犯すと一生臺無しだ」。諫言には、贈答品を受けることは、贓罪を犯すことには直結しないが、「爲吏坐臧」すなわち「吏となって枉法をおこない、坐臧となる」危險性が內在しているということが暗示されているのである。

受財枉法にかんする漢律のかかる法理からすれば、請求枉法罪、つまり先の表におけるⅠ、Ⅱの規定は、同じ瀆職罪ではあっても、盜律には屬していなかったのではないかと私は推測している。

Ⅲ　漢～唐における賄賂罪の變遷

漢律における瀆職罪、賄賂罪の性格は、三國魏、晉、さらには北魏と時代を下るに從って變化していく。まず、三國魏において、明帝大和年間に新律十八篇が整理されたときに、新たに請賕律が設けられたのである。

盜律に「受所監」「受財枉法」があり、雜律に「假借不廉」があり、令乙に「呵人受錢」があり、科には「使者驗

賂」があるが、事柄が類似していることからそれを取り出して請賕律とする。『晉書』刑法志

曹魏十八律で始めて請賕律という篇目が設定され、そこに、それまで施行されていた漢の異なる正律、令さらにはその他の法令條文（科）から、共通性をもつ犯罪が集められたのである。

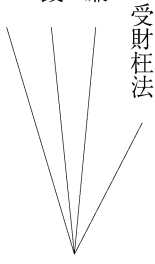

「受所監」、「受財枉法」は、前章で言及した。「假借不廉」とは、李悝六編の雜律にすでに存在した「借假不廉」に相當し、(8)二年律令の襍律一八四簡、一八七簡などに見られる官吏が財物を貸して不當な利息をとる行爲であり、それが官吏に期待される清廉さに悖るという罪にあたるのであろう。(9)いま留意しておきたいことは、「不廉」という行爲は官吏の態度にたいする評價、非難として使われる熟語であり、漢から六朝にかけての史料に、官吏の廉潔、不廉の記述が數多く見られることである。官吏の廉潔は、政治史の論文にこれまでしばしば取り上げられてきたのだが、(10)法制の用語として、官吏の勤務樣態の評價に使われていることを改めて指摘しておこう。

「呵人受錢」は、この四字だけを譯せば、人を脅して金錢を受領するということだが、晉律張斐注には、「不以罪名呵、爲呵人」「以罪名呵、爲受賕」と定義している。「罪名に關係しないでとがめだてをするのが呵人」で、「罪名に關係してとがめだてをするのが受賕」という譯がされているが、(11)しかしこれでは、今ひとつ言わんとすることがはっきりしない。

張裴の注には、別に「呵人取財似受賕――恫喝、脅しをかけて、金銭を取るのは、賕を受領するのと同類」という解説が見える。いま、「受賕」が主に官吏が受け取る賄賂であるということからすれば、「人を脅して金銭をとる」その主體は官吏であり、官吏がその職務權限により、金銭を受領するということと理解すべきであろう。金銭受領の手段が請託による賄賂ならば、「受賕枉法」、官吏が因果を含んで、なかば恫喝の狀態で金銭を受領するのが「呵人受錢」に他ならない。そして前者の請託を受ける場合には、職務が裁判、取り調べに關連して、論斷の酌量、減刑が不正に行われるので、「以罪名呵、爲受賕」、一方、取り調べとは別に、租稅の徵收等、役人の威嚴等を利用して金銭を出させるのが「呵人取錢」ではないだろうか。兩者は結果としては、官吏がその職權もしくは立場を亂用して受け取る不當利得であるが故に、「呵人取財、似受賕」ということになるのである。(12)

『後漢書』列傳十五卓茂傳に、次のようなエピソードが見える。

人嘗有言部亭長受其米肉遺者、茂辟左右問之曰、亭長爲從汝求乎、爲汝有事囑之而受乎、將平居自以恩意遺之乎、人曰、往遺之耳、茂曰、遺之而受、何故言邪、人曰、竊聞賢明之君、使人不畏吏、吏不取人、今我畏吏、是以遺之、吏既卒受、故來言耳、

人、嘗て部の亭長の其の米肉の遺るを受くと言う者あり。茂は左右を辟けて之に問いて曰く。亭長は汝に從いて求を爲せし乎、汝の事有りて之に囑ねて、而して受くるを爲せし乎。將た平居、自ら恩を以て之に遺らんと意いし乎、人、曰く。往きて之に遺るのみ。茂曰く。之に遺りて而して受く。何故にか邪と言う。人曰く、竊かに聞く。賢明の君は、人をして吏を畏れしめず。吏は人より取らず、と。今ま我れ吏を畏る。是を以て之に遺る。吏は既に卒に受く、故に來りて言いしのみ。

「亭長に米肉を贈り、それを受け取る、それは吏に畏怖心、脅迫感を持ったからだ」と。まさにこれは、「呵人受財」であり、そのことを訴えた話と言ってよかろう。

「使者驗賂」とは、「驗」の意味がいまひとつはっきりしないのだが、擔當官の使いのものが賄賂を受け取る犯罪を言うのであろう。唐律職制律にも官人の使いが出張先で財物の提供をうけたり、提供を要求したりする罰則規定が見える。

諸官人因使、於使所受送遺及乞取者、與監臨同、經過處取者、減一等、　一四一

諸ろの官人、使に因りて、使所において送遺を受く及び乞いて取らば、監臨と同じ、經過の處にて取らば、減一等。

また『隋書』刑罰志には、北齊文宣帝のときに都官郎中宋軌の上奏文を載せ、そこに使者の收賄を記す。

昔曹操懸棒、威於亂時、今施之太平、未見其可、若受使請賕、猶致大戮、身爲枉法、何以加罪、

昔、曹操は棒を懸げ、亂時に威あり。今、之を太平に施すは、未だその可なるを見ず。若し使の請賕を受けるに、猶お大戮を致さば、身ら枉法を爲せば、何を以て罪を加えん。

以上、魏律の請賕律に新たに組み込まれた「受所監」「受財枉法」「假借不廉」「呵人重受財」そして「使者驗賂」、それらはすべて官吏の犯罪という系で括られる。つまり請賕律を構成する犯罪類型は官吏の身分犯罪だと言うことである。身分犯はそれまでの漢律でも確かに存在はしていたのであるが、それらが一つの篇目にまとめられてはいなかったし、受財枉法にあっても竊盜罪に屬し、それゆえ官吏以外のものにも適用されたのであった。身分犯が明確な形で登場するのは、この魏律からといってよかろう。

下って、晉律が定められたときに、魏律と同じく請賕律がその二十編のなかに存在し、それは漢律の盜律から分けられたものであった。

> 改舊律爲刑名法例、辨囚律爲告劾・繫訊・斷獄、分盜律爲請賕・詐僞・水火・毀亡、因事類爲衞宮、違制、撰周官爲諸侯律、合二十篇、六百二十條、二萬七千六百五十七言、『晉書』刑法志
>
> 舊律を改めて刑名法例となす、囚律を辨けて告劾・繫訊・斷獄となす。盜律を分けて請賕・詐僞・水火・毀亡と爲す。事類に因りて衞宮、違制と爲す。周官を撰して諸侯律となす。合して二十篇、六百二十條、二萬七千六百五十七言。

晉律は直接には、漢律を繼承したのだが――「舊律」とは漢律をさし、「改舊律」は、漢律の改訂をいう――、盜律から分割されて設けられた請賕律は、前述の魏律の請賕律を構成する犯罪と考えて差し支えなかろう。

役人の收賄罪は、續く北朝になってさらなる展開をもつ。つまり官吏の俸給制が設けられるにともない、贈收賄の嚴罰化に拍車がかかり、それに伴って、官吏が請託をうける、金錢を授受すること自體が處罰の對象となる方向にいっそう傾くのである。

北魏ではそのはじめ官吏は俸給がなかった。なぜそうなのか、孝文帝太和初年に俸給制が議論されたとき尚書、中書監であった高閭の說明では、「中原が壞滅的打擊を蒙り、天下が混亂を極めてより、全國が統一されず、民戶は消耗激減し、十分な財政を得られなかったので、俸給はそのまま廢止されたままだった」という。[13] 確かに、俸給の財源が得られないことが原因のひとつであり、俸給制の施行が戶調の增徵、さらには三長制と均田制といった北魏稅制と密接な關係のもとで實現する[14]經過はそれを物語るが、部族制胡族國家が、俸給制の上に構成される中央集權官僚制に完全に脫皮していなかったことが根底に存在していたことを原因のひとつとしてよい。また今ひとつには、官吏が民間から禮物を受け取ることが

習慣化されており、それは定額の俸給よりもはるかに實入りがよく、それが俸給制への潜在的拒否となっていたことも原因であった。(15)

孝文帝太和八年（四八四）六月の俸祿制施行につき、『魏書』孝文本紀はかく記している。

六月丁卯、詔曰、置官班祿、行之尚矣、周禮有食祿之典、二漢著受俸之秩、逮于魏晉、莫不聿稽往憲、以經綸治道、自中原喪亂、茲制中絕、先朝因循、未遑釐改、朕永鑒四方、求民之瘼、夙興昧旦、至於憂勤、故憲章舊典、始班俸祿、六月丁卯、詔して曰く。官を置きて祿を班す。之を行うこと尚し。周禮、食祿の典あり。二漢、受俸の秩を著わす。魏晉に逮びて、往憲を聿稽し、以て治道を經綸せざるなし。中原の喪亂より、茲の制は中絕す。先朝、因循するも、未だ釐改に遑あらず。朕、永く四方を鑒み、民の瘼を求め、夙く昧旦に興り、憂勤に至る。故に舊典を憲章し、始めて俸祿を班せん、

孝文帝期の俸祿制導入は、北魏が漢人官僚の力をかりて、次第に漢族國家に移行していく中で、必然的流れであったのかもしれない。また俸祿制導入は、北魏がその政治・政策遂行の理念に置いた『周禮』、そこに明記されている食祿制を意識したものだったことも、右の詔から確かである。(16) しかし、俸祿制を採用させた一層現實的な理由として、惡化していく官吏の瀆職、賄賂の防止にあったということは、特に強調しておかねばならない。

北魏は、瀆職罪、賄賂罪に對する處罰として、太武帝期から削爵、除名などの措置を取ってきたが、(17) 高宗文成帝和平二年（四六一）、民が調を收めるに際して、官吏が商人と結託して不當な利息で貸し附けをおこなう、つまり漢雜律、晉請賕律の「假借不廉」に相當する犯罪に死刑を適用したのである。

（和平）二年（四六一）春正月乙酉、詔曰、刺史牧民、爲萬里之表、自頃每因發調、逼民假貸、大商富賈、要射時利、旬日之閒、增贏十倍、上下通同、分以潤屋、故編戸之家、困於凍餒、豪富之門、日有兼積、爲政之弊、莫過於此、其一切禁絶、犯者十疋以上皆死、布告天下、咸令知禁。（『魏書』高宗紀、『北史』巻二）

（和平）二年（四六一）春正月乙酉、詔して曰く。刺史は民を牧し、萬里の表たり。自頃每調を發するに因り、民に假貸を逼る。大商、富賈は、時利を射るを要し、旬日の閒、增贏すること十倍、上下は通同、分けて以て屋を潤おす。故に編戸の家は、凍餒に困しみ、豪富の門、日に兼積有り。爲政の弊、此れに過ぐるはなし。其れ一切、禁絶す。犯すもの、十疋以上は皆な死。天下に布告し、咸な禁を知らしめん。

引き續き、獻文帝の皇興四年（四七〇）、監臨官が所轄から酒、羊などの饗應を受けた場合、死刑に處すという詔が出される。

顯祖詔諸監臨之官、所監治受羊一口、酒一斛者、罪至大辟、與者以從坐論、糾告得尚書已下罪狀者、各隨所糾官輕重而授之。（『魏書』張袞傳、『北史』巻二十一、『資治通鑑』巻一百三十二宋明帝泰始六年條）

顯祖、諸ろの監臨の官に詔す。監治する所、羊一口、酒一斛を受ける者、罪は大辟に至る。與るものは從坐を以て論ず。糾告し、尚書已下の罪狀を得る者、各の糾官する所の輕重に隨いて之を授く。

この嚴罰措置は張白澤の反對で實施されなかったが、これが布石となって、孝文帝太和八年（四八四）、俸祿制がしかれることになる。賄賂罪についていえば、それに先立つ孝文帝太和五年（四八一）に制定された律八百三十二章には、官吏の受財枉法は、「枉法は贓十匹で、義贓は二百匹でそれぞれ死刑」という規定がすでに存在しており、それが、俸祿制施

行後は、いっそう厳罰化に向かい、受賕枉法は多少に關わらず死刑、義贓は一匹以上が死刑となっていったのである。

律、枉法十匹、義贓二百匹大辟、至八年、始班祿制、更定義贓一匹、枉法無多少皆死、是秋遣使者巡行天下、糾守宰之不法、坐贓死者四十餘人、食祿者跼蹐、賕謁之路殆絕、（『魏書』刑罰志）

律、枉法は十匹、義贓は二百匹にて大辟。八年に至り、始めて祿制を班す。更めて義贓は一匹、枉法は多少と無く皆な死と定む。是の秋、使者を遣して天下を巡行せしめ、守宰の不法を糾す。贓に坐して死する者、四十餘人。祿を食む者は跼蹐し、賕謁の路は殆んど絕ゆ。

ここで見える、「義贓」とは、枉法に對する不枉法の贓かもしれないが、贈物側の義によって得た官吏の不當利得とすれば、胡三省の注のように[18]、要求されないで供與した自發的な禮物という解釋も成り立つ。

さて、『魏書』刑罰志には、太和八年の賄賂罪の改正嚴罰化によって「祿を食む者は跼蹐し、賕謁の路は殆んど絕ゆ。」と記しているが、その後の實情は記述とはちがう。なによりも、俸祿制そのものが、順調に定着に向かっていたわけではなかった。孝莊帝（五二八～五三〇）の時代には廢絕され、以後天保元年（五五〇）、高洋（文宣帝）が北齊を興こし、改めて百官俸祿制を開設するまで二〇年近く、俸祿制は機能しなかったのである。

天保元年、夏五月戊午、皇帝卽位於南郊、升壇、柴燎告天、……大赦、改元、百官進兩大階、六州緣邊職人三大階、自魏孝莊已後、百官絕祿、至是復給焉、

天保元年、夏五月戊午、皇帝、南郊に卽位し、壇に升りて、柴燎して天に告ぐ、……大赦して、元を改む。百官は兩大階に進み、六州緣邊の職人は三大階、魏孝莊より已後、百官祿を絕つも、是に至りて復た給す。

俸給制が何故に定着しなかったのか。原因の一つは、當初、帛と粟で施行されていたものが、太和十九年（四九五）の太和五銖の發行に際して、錢で支給されるようになったことにあるのではないか。[19] 俸給の錢による支給は、銅錢が必ずしも全國に普及流通しなかったことからの政策でもあったのだが、逆にこのことが銅錢でもらう俸給を無用なものとし、ひいては俸給そのものの有名無實に繋がったのである。[20]

結局、俸祿制が魏一代を通じて定着しなかったということは、瀆職罪、賄賂罪を鎭壓することはできなかったということをも意味する。畢竟、賄賂、瀆職は盛行し、『北史』『魏書』からそれを物語る史料を選擇し、引用するに困らない。

ところで、北魏における賄賂罪の嚴罰化は、漢から續くこの犯罪の性格、構成要件等をそれまでとは違った方向に向かわせたことをここで指摘しておかねばならない。

一つには、賄賂罪は官吏の犯す罪といった純然たる身分犯となったことである。この傾向は、請賕律が登場した曹魏から指摘できるのだが、官吏の俸給制と賄賂罪が表裏一體となることで、賄賂罪は官吏という身分がその成立要件、刑罰の加減要件となる犯罪であることを確固としたといってよい。

今ひとつは、財物の授受によって發生した違法行爲を處罰することから、官吏が財物の授受するという行爲そのものを罪とし、處罰の對象とするということになったことである。ひとつ、その典型的な例をあげよう。宣武帝正始年間（五〇四～五〇七）のこと、尚書郎中、三公郎の職を歷任した辛雄が、嚴正なる裁判の遂行をのべて次のように提案した。

> 須定何如得爲證人、若必須三人對見受財、然後成證、則於理太寬、若傳聞卽爲證、則於理太急、今請以行賕後三人俱見、物及證狀顯著、準以爲驗、
>
> 『魏書』辛雄傳

須らく何如ぞ證人たるを得るを定るべし。若し必須らく三人、受財を對見し、然る後に證を成すとせば、則ち理において太だ寬し。若し傳聞して卽ち證と爲せば、則ち理において太だ急なり。今ま請う。行賕を以ての後、三人、俱に

見、物および證狀の顯著ならば、準じて以て驗となす。

「三人が收賄の現場を同時に見ていて初めて證據として採用されることになれば、ことがらはあまりに犯罪者に有利である。傳聞だけで證據とするならば、それはあまりにも嚴しすぎる。賄賂の授受の證人と證據の條件として、贈賄が行われたのち、それを三人の證人がともに確認し、物證と證言がはっきりしておれば、證據として成立する。」

贈賄、收賄罪の成立をいう右の內容において、枉法の有無は問題ではない。ここにおいて、「賕を受けて法を枉げる、および賕を行うもの、皆なその贓に坐して盜と爲す」として盜律のなかの漢での賄賂罪とは、性格を異にする瀆職罪を認めねばならない。

漢の賄賂罪はあくまで竊盜罪の範疇に屬していた。それゆえ、贈賄收賄罪も、賄賂の額を竊盜額として置き、一般の竊盜罪に相應して受賕枉法に對する刑罰も段階的に設けられていた。刑罰の段階化は竊盜金額の段階があって初めて成立するのだが、いま行爲そのものとなれば、そこには刑罰の段階は存在しない。加えて魏においては賄賂罪が嚴罰に向かい死刑となった。俸給制施行の太和八年の規定「義贓一匹、枉法無多少皆死——義贓では一匹、枉法の場合には多少にかかわらず死刑」、もはやこれは、贈收賄の額に應じた段階的處罰とは言えない。

また、別の方向からこうも考えられる。半穀半錢の俸給制が確立し、銅錢が流通機能していた漢においては、盜律に卽して竊盜額が算出される。また贈收賄の內容は、當時のもっとも有用な金錢による授受ということになろう。しかるに貨幣經濟が機能していない北魏にあっては、もともと多樣である贈收賄の內容はいっそう多樣となり、官吏への酒食の提供が金錢の授受よりも盛行する。「所監治受羊一口、酒一斛者、罪至大辟」という北魏獻文帝皇興四年（四七〇）の規定を想起したい。貨幣經濟の沈滯が賄賂罪の性格の變化に與ること少なくなかったと言えるのではないだろうか。

以上、漢の瀆職、賄賂の罪と罰が、曹魏の新律制定的に請賕律という新しい篇目への編入されたこと、北魏における俸

給制の設定と瀆職罪の嚴罰化、さらには犯罪の構成要件の變化を經たことで、その性格を漢のそれとは、異にしていったということを論じてきた。かかる變遷の先に唐律職制律の諸規定が登場するのだが、考察してきた各王朝における諸制度の變遷という歴史的視點のほかに、中國法制の底流をなす犯罪と刑罰の基本理念がそこに横たわってることを知らねばならない。章を改めて、異なる視點からこの賄賂罪を考えてみよう。

Ⅳ　賄賂はなぜ罪になるのか——禮物とワイロの間

賄賂はなぜ悪なのか、特に漢から唐にかけて、賄賂、請謁はどうして犯罪として考えられたのであろうか。經書を初めとする古代の文獻史料には、「賄」「賂」といった語がみえるが、そこでは罪悪、犯罪に結びついた意味は含まれてはいない。

【賄】

大府掌九貢九賦九功之貳、以受其貨賄之入、頒其貨于受藏之府、頒其賄于受用之府、　『周禮』天官冢宰大府

大府、九貢九賦九功の貳を掌り、以て其の貨賄の入を受け、其の貨を受藏の府に頒ち、其の賄を受用の府に頒つ。

是月也、易關市、來商旅、納貨賄、以便民事、四方來集、遠鄉皆至、則財不匱、上無乏用、百事乃遂、　『禮記』月令

是月や、關市を易(やす)くし、商旅を來らしめ、貨賄を納め、以て民事に便たらしむ。四方、來り集い、遠鄉、皆な至る。則ち財は匱らず、上は用を乏しくする無く、百事は乃ち遂(な)る。

賄贈饗食燕、所以明賓客君臣之義也、　『禮記』聘義

賄贈・饗・食・燕は、賓客・君臣の義を明らかにする所以なり。

賄、財也（段注、周禮注曰、金玉曰貨、布帛曰賄、折言之也、）　『說文解字』六編下

賄、財なり。（段注、周禮注に曰く、金玉を貨と曰い、布帛を賄と曰う。之を折言する也。）

【賂】

憬彼淮夷、來獻其琛、元龜象齒、大賂南金、（毛傳、賂、遺也、）　『詩經』魯頌泮水

憬たる彼の淮夷、來りて其の琛を獻ず。元龜象齒、大に南金を賂る。（毛傳。賂とは、遺（おく）るなり。）

天子微、諸侯僭、大夫強、諸侯脅（おびやか）、於此相貴以等、相覿以貨、相賂以利、而天下之禮亂矣、　『禮記』郊特牲

天子、微にして、諸侯、僭し、大夫、強く、諸侯、脅（おびやか）さる。此に於て相い貴ぶに等を以てし、相い覿ゆるに貨を以し、相い賂るに利を以し、而して天下の禮、亂れり。

賂、遺也、（段注、賂、如道路之可往來也、）　『說文解字』六編下

賂とは、遺（おく）るなり。（段注。賂、道路の往來すべきが如きなり。）

右に見えるように、「賄」とは、財物、「賂」とは、贈るという意味であり、その語自體、罪惡の意味をそこに含んでいるわけではない。『禮記』郊特牲には、たしかに、禮の紊亂を記す文脈で使われているのだが、「利を以て賂る」のが非難されることであり、「賂」（おくる）ことは單なる行爲でしかない。

もっとも、前漢の資料には、「賄賂」と熟す語はいまだ見られず、それが登場し、かつ所謂ワイロといった負の方向で使われるのは、魏晉から唐にかけてであり、漢律がワイロとして記す語は、賕（受賕・行賕）である。

『說文解字』六編下には、「賕」を說明して、「財物を以て法を枉げ、相い謝する。一に曰く。質を載せるなり」と解說する。しかし、嚴密に言えば、「賕」一字に「法を枉げる」という意味が最初からあったのかといえば、おそらくそうではなかろう。それは、漢律に「受賕枉法」「行賕枉法」という條文があって、そこからの敷衍していた意味とみてさしつかえない。「貝」と「求」からなるこの字の構成からみて、財物を介した請求という意味であり、『說文解字』の別說「載質（質に入れる、質をだして求める）」が本來の字義であり、『漢書』薛宣傳音義引韋昭注「貨財を行りて、もって人に求めること有るを賕という」とし、また『急就篇』師古注にも、同じような解說がなされている。

以財求事曰賕――財を以て事を求めるを賕と曰う。

「賕」の意味は、まさにこの解釋がもっともふさわしい。また「請賕」というのも、財物を介して要求する、請求することであり、「賕」「求」二字が音通することから、しばしば混用される。「請求」「請賕」は[21]、嚴密にいえば、財物がそこに介在するかしないかで、區別があったとせねばならない。事實、唐律においても、職制律一三五條「諸有所請求」は、財物の供與は伴わず、唐律には「賕」「請賕」という語はなく、財物の供與にかんしては、「以財行求」「受財枉法」としている。とまれ、「賕」の字そのものには、枉法という意味は含まれてはおらず、また犯罪を構成する要素ではなかったのである。

いったい、古代中國にあっては、ある目的をもって財物を他人に供與する、もしくは、ある行爲（作爲、不作爲ををとわず）に對する見返りとして、財物を授受することが、非難される事柄だったのかといえば、そうではない。むしろ受容し賞贊されていたといってよいかもしれない。それは、他ならぬ禮的行爲、儒敎的儀禮の實踐であったのだ。同じ意味で「受禮」「受遺」「禮遺」という語があり、それは「禮をうける」「禮をおくる」といった意味で、「束脩を行う自り以上は、吾れ未だ嘗て誨うること無くばあらず」（『論語』述而）で有名な弟子など下の者が先生といった敎えを請う上位のものに贈る禮物は、もとよりこの範疇に屬す。

先の賄にかんしても「賄贈・饗・食・燕は、賓客・君臣の義を明らかにする所以なり」というのも、同じ文脈に置くことができ、後世、非難される行爲となる贈收賄も「受禮」の一環として、むしろ禮的實踐として賞贊されるものであった。先に擧げた『後漢書』鄭均の傳（四六頁）で、均の兄がしばしば「禮遺」をうけ、それを弟が戒めたという史料、また北魏獻文帝の皇興四年（四七〇）、監臨官が所轄から酒、羊などの饗應を受けた場合、死刑に處すという詔に對して反對する張白澤の言葉の中に、「禁尚書以下受禮者刑身、糾之者代職」（『魏書』張袞傳）とワイロという意味で「受禮」という語が見えるのも、その名殘にほかならない。(22)

そういった事は、つぎの逸話に端的にうかがえる。官吏が禮物を受け取るのは、なにも悪いことではないのだという。すでに取りあげた史料の卓茂傳、官吏に畏怖感を覺えて、禮物を差し出したと訴えでた者に對して、卓茂はこう答えた。

「おまえは、つまらん奴だ。いったい、人がどうして禽獸より貴いのかと言えば、仁愛をそなえて、互いに尊敬し合うことを知っているからだ。いま、里の長老さえも禮物を送るが、これは人の道としての親交、ましてや官吏と民との關係ではなおさらだ。ただ、吏は威力に任せて要求してはならないのは、いうまでもない。人は、互いに一緒になって生活しているのだから、規則禮義をふまえて親交を結ぶのだ、それを身につけるのが嫌なら、禽獸でしかなく、世間に住むことなどできはしない。亭長はもとより善吏であり、時々にこころばかりの物をおくる、これは禮なのだ。」

「そうならば、律ではなぜ禁止しているのでしょう?」

「律は、大法を設け、禮は人の情に順っているのだ。今、儂は禮の立場からおまえに教えているのだ。おまえがそれでいいというなら、法律でおまえに接することになるが、それでは手足のおくところがなくなるぞ。」

茂曰、汝爲敝人矣、凡人所以貴於禽獸者。以有仁愛、知相敬事也、今鄰里長老尚致饋遺、此乃人道所以相親、況吏與

民乎、吏顧不當乘威力強請求耳、凡人之生、羣居雜處、故有經紀禮義以相交接、汝獨不欲修之、寧能高飛遠走、不在人間邪、亭長素善吏、歲時遺之、禮也、人曰、苟如此、律何故禁之、茂笑曰、律設大法、禮順人情、今我以禮敎汝、汝必無怨惡、以律治汝、何所措其手足乎、

『後漢書』卓茂傳

もはや、多くの說明はいらないだろう。官吏に禮物を遺るのは、禮的行爲であった。私は、先に「漢律は受賕不枉法、行賕不枉法は處罰しなかったのではないか」といい、處罰は「違法行爲があってはじめて賄賂罪が成立する」と述べた（四三頁）。また「受賕不枉法は、曖昧の中に据え置かれ、犯罪としては確定されなかった」ともいった。いま、「受賕」「行賕」が禮的行爲であり、賞贊される行爲であるとすれば、また少なくともそう言った儒敎的背景がある以上、受賕だけでは、處罰の對象とはならなかったのも理解できるのではないだろうか。他の犯罪では未遂と既遂の境界がない古代中國の立法と刑罰にあって、受賕不枉法が犯罪を構成する要件とはなりきれなかったその曖昧さは、いわば、儀禮と刑罰のはざまに置かれるかかる行爲の不安定さによると言えようか。

それが、やがて官吏が所轄内から金錢を授受しただけで、罪に問われる唐律の賄賂罪へと變化していくのである。變化は魏晉律における賄賂罪が別の篇目に移行したこと、北魏の俸給制、官吏の瀆職といった政治背景がその要因の一つではあったのだが、ここで、その根底には古代から變わることなく引き繼がれてく中國の法律と刑罰の基本的理念があったことを指摘したい。

中國刑罰の目的が威嚇・豫防にあったこと、私はいくつかの論文、書物で指摘してきた(23)。かかる豫防、威嚇は刑罰だけではなく、法律、立法理念にもあった、豫防中心主義が刑罰のみならず立法理念にも影響をあたえたと言ってもよいだろう。「受財枉法」は「枉法」を招來した代償としての「受財」であった。しかしそれがやがて「枉法」を招來する潛在的可能性を有するがゆえに、また「枉法」を豫防するがゆえに、「受財」が禁止され、禁止された行爲を犯すことは、罪を

構成するのである。事實としての、結果としての不正（枉法）が、可能性としての、未然の枉法へと擴大する漢から唐へのこの變化は、中國法と刑罰がもっている豫防、威嚇の法理念がもたらしたものに他ならない。

『韓非子』に、次のような興味深い逸話がある。

公儀休は魯の大臣であり、魚が好きだった。國をあげてこぞって魚を買いもとめて獻上した。公儀子は受け取らなかった。弟が諫言して「貴方は魚が好きであるにもかかわらず、それを受け取ろうとしないのは、どうしてなのですか？」

「魚が好きであるからこそ、もらわないのだ。もし、魚をもらうようなことになれば、必ずや人に遜る態度がでる、そうならば、法に觸れることもしかねず、結果として大臣は免職になろう。いくら魚が好きであっても、私に魚を持ってくることは無くなり、わたしも魚を自ら買うこともできなくなろう。魚をもらうことなく、大臣も免職にならないならば、魚が好きだとしても、私はずっと長く自分で魚を都合することができるのだ。

公儀休相魯而嗜魚、一國盡爭買魚而獻之、公儀子不受、其弟諫曰、夫子嗜魚而不受者何也、對曰、夫唯嗜魚、故不受也、夫即受魚、必有下人之色、有下人之色、將枉於法、枉於法則免於相、雖嗜魚、此不必能自給致我魚、我又不能自給魚、即無受魚而不免於相、雖嗜魚、我能長自給魚、

『韓非子』外儲說

この場合には、役人の自制、自律による枉法の回避、未然の豫防であるが、いま役人の自律が期待できないとなれば、代替としては、法律による他律的、強制的禁止しかなかろう。なお、ここにすでに「枉法」という言葉が出てきていること、指摘しておきたい。

既然の枉法が、未然の枉法に變わることは、今ひとつ、顏師古の注釋に巧まずして表れている。『漢書』刑法志「吏坐

受賕枉法」に對して顏師古は、「吏受賕枉法、謂曲公法而受賂者也」との注釋を施している。いうところの解釋は、「公法を曲げて賂を受ける――法律に反して賄賂を受領する」か、もしくは、「公法を曲げようとして賂をうける――法律に違反することが分かっていて賂をうける」のどちらか、私には正確に師古の意圖が理解できないのだが、いずれにしても「枉法」が「受賕」の前提となっていることは、間違いない。

つまり顏師古の解釋は、漢代の「受財枉法」を正確に解說したのではなく、「枉法を豫防するために、その原因となる行爲を禁止する」といった後の時代に形成された立法原理で解釋したものだと言えるのである。

小　結――賄賂罪の立法主義

法制史上、賄賂罪には二つの由來する立法主義がある。

一つは、「職務の不可買收性 Unkäuflichkeit der Amtshandlung」とよばれ、職務の正不正を問わず、これに對する報酬を罰するもので、ローマ法に由來する。今ひとつは、ゲルマン法の立法主義で、不正な職務に對する報酬を罰する「職務行爲の純粹性 Reinheit der Amtshandlung」と稱されている。

しかしながら、中國法の立法主義は、ローマ、ゲルマン兩法、そのどちらにも屬さない。一見、漢の瀆職罪から、唐の瀆職罪への移行は、職務行爲の純粹性から職務の不可買收性への轉化と思われるかも知れないが、實質はそうではない。

漢律では賄賂にかんする犯罪は、竊盜に相當するものとされ、盜律に規定があった。また、それは官吏の犯罪を意識してはいたが、純粹な身分犯罪でもなかった。その意味で、ローマ法、ゲルマン法にいう「職務行爲」「職務」という前提は必ずしもなかったのである。

かかる「受財枉法」の犯罪は、時代を經るにしたがってその性格が變化していく。第一にいえることは、官吏の汚職、瀆職罪といった身分犯罪としての性格が確定していき、また、枉法を伴わない金錢の授受、請託も犯罪を構成する行爲と

されたのである。唐律の職制律に規定された條文によって收斂されることになる瀆職罪、賄賂罪は、不正な職務、枉法の可能性をまず想定し、それを招來するいくつかの情況を分別して刑の量定を行なうという立法であった。それは、職務行爲の純粹性、職務の不可買收性といった立法主義もしくは法理とはやはり異なったものといわねばならない。

漢から唐に至る瀆職、賄賂罪をこのように變えていった動因は、一つには唐にいたる社會の變化と政治、または刑事政策にあった。

官吏の清廉さを主張するいわゆる後漢の清流士大夫運動が、金錢の贈賄を黷貨とみたこと、(24)また言うまでもなく貪吏の横行もこの主の犯罪に對する對處を豫防の方向に向かわせたことであろう。また、賄賂罪が曹魏律において、盜律から請賕律に移され、他の官吏にかんする諸規定と一緒にした法改正は、賄賂罪を瀆職罪の範疇とする立法措置であった。

こういった變遷を增幅させ、また決定づけたのが、北魏であった。北魏では建國當初、官吏の俸給制がしかれていなかった。それが、孝文帝太和八年（四八四）に俸給制が施行されることになる。俸給制が施行されたその原因のひとつに、官吏の金錢汚職があったのだが、俸給制制定のいわば反動として、賄賂にかんする一層の嚴罰化をまねく、甚だしきは、受賕枉法は、その多少に關わらず死刑といったところまで進み、また官吏が財物を授受する行爲そのものが、虞罰の對象となったのである。ここに至ってもはや枉法の如何は問題ではなくなったと言ってよい。

唐律は北魏、北周の律を踏まえたものであった。職制律に規定された官吏の瀆職の罪と罰はこの流れの上に位置することになる。北魏律に見える賄賂罪の極端な規定、つまり贓物の多寡によらない嚴罰化、未然と已然が考慮されない規定は、もとより修正され、漢律からの流れを決して無視したものではないが、しかし、唐律の諸規定は極端に振れた北魏の規定を適正したものであり、結局は、北魏の賄賂罪の規定を經ずして唐律は生まれなかったといってよかろう。

以上は、賄賂、瀆職罪を變化せしめた歷史的要因である。じつは、その變化の基底にはは中國の禮と、古代からつづく中國の法律と刑罰の基本觀念があったことを考えねばならない。賄賂は本來、禮物であり、贈賄はむしろ賞贊される行爲

であり、また收賄も非難されることではなく、儀禮の一環であるとの認識である。漢律にあっては、贈收賄は犯罪を構成せず、枉法という要件を充足してはじめて犯罪となる。また漢律では、職制律に屬さず、盜律に屬していたのも、賄賂が構成する罪という範疇ではなかったことを語っている。

しかし、禮の實踐行爲としての贈收賄は、官吏の不正行爲を招來する負の評價をもつ贈收賄へと、すくなくとも職制律においては、規定されることになる。すなわち、賄賂についての認識と評價が正から負へ、善から惡にその重心が移っていったのである。かかる移行をなし得たもの、それは、中國の刑罰、法律の目的が、秩序の維持を第一義として、秩序の紊亂を招く要因を未然に防止するといった基本的觀念と、それを基底にすえて展開した歷史的事柄と人間の行動だったのである。禮と刑について、最後に次の様に述べて締めくくりとしよう。

「禮は未然の前に禁ず、法は已然の後に禁ず」[25]とは、禮と法を說明するにしばしば、用いられている句である。行爲者の道義性、規範への自律により惡を防止するのが禮の本質であり、對して法は、行爲の結果に對して適用されるということであろう。しかし、ある意味では法（＝古代中國の法）も、未然の段階に視點を置いていた。つまり、行爲者の惡を、行爲者の自律的道義性によって防止する禮とは異なり、行爲者の惡を外的禁止、つまり他律によって、威嚇・豫防するのが法の目的であるともいえる。禮と法、そこに共通するのは、どちらも行爲の未然と行爲者の心情に依據することにあり、兩者は、安定した秩序だった社會を形成するための互いに表裏した「二柄」であったと言ってもよいかもしれない。

註

（1）一三九條、一四〇條において、「受所監臨財物」という句がある。『譯注日本律令』六、一八六頁では、「監臨するところの財物を受く」と讀んでいる。確かに、訓讀としては、そう讀まざるを得ないかもしれない。それは、一三六條の疏議に「受所監臨之財物」とあり、ここは、「監臨する所の財物」との讀み以外は考えられないからである。ただ、「監臨する所の」といえば、「裁量權下におかれている財物」との解釋が成立するが、內容はそうではない。あく

まで意味は、「監臨の對象となる人民から財物をうけとる」ことで、それは、一三八條の「受有事人財而爲曲法處斷――事ある人の財を受け、而して曲法をなして處斷す」とあること、また唐律に先行する北魏律に、「諸監臨之官、所監治受羊一口酒一斛者――諸ろの監臨の官、監治する所より羊一口、酒一斛を受ける」との條文からして、唐律も、内容は「監臨する所より財物を受ける」という意味であろう。言い換えれば「監臨する人が送る財物」ということである。

（2）⑽の第三者の請託枉法が司寇刑であること、おなじく⑼の本人の請託の量刑が司寇刑であることからすれば、⑼には枉法が明記されていないが、このばあいも請託だけではなく、請託を受けての官吏の枉法が含まれていると見てよいであろう。

（3）張鵬一『漢律類纂』は、如淳所引の漢律は、脱誤があり、事が未然の段階にあっても、請求者、許諾者ともに司寇刑が適用されるとすべきだという。

しかし、漢律「爲人請求於吏、以枉法、而事已行、爲聽行者、皆爲司寇」に、張鵬一の言うような脱誤があるとは、思えない。沈家本が指摘するように、『漢書』王子侯表の案件、「建元五年、侯受嗣、十八年、元狩五年、坐爲宗正聽請、不具宗室、削爲司寇、（師古曰、受爲宗正、人有私請求者、受聽許之、故於宗室之中、事有不具、而受獲罪）」は、既遂の案件であり、律の規定と合致している。漢律は動機主義を取っており、その意味で既遂、未遂にはっきりした區別がないともいえるが、違法行爲の請託と受諾が、違法行爲の完遂と全く同じ刑罰が量定されていたのかといえば、いささか躊躇せざるを得ない。

（4）沈家本『歷代刑法考』漢律摭遺卷二「受財枉法」にも「聽請には受財と不受財があり、漢律の「請求而聽行、罪止司寇」の場合は、不受財である。請求と請賄もまた異なる。請求とは、財を伴わず、その場合は、「求」という字に作る。……「賕」は謝（挨拶する、お禮をいう）であり、請賕とは、財にたいして謝すること」と「賕」と「求」の違いを解説する。

（5）奴隷の名が「順」であり、「順等」は「順たち」との複數表記なのか、「順等」の二字が逃亡奴隷の名なのか、はっきりしない。

（6）二年律令の「亡律」には、逃亡奴隷の規定がみえる。

奴隷が自ら出頭したときには笞百、逃亡奴隷の捕獲後の處置の規定が二年律令一五九簡、一六〇簡にみえる。

□□頵畀主。其自出也、若自歸主、主親所智、皆笞百。　一五九

奴婢亡、自歸主、主親所智、及主・主父母・子若同居求自得之、其當論畀主、或欲勿詣吏論者、皆許之。一六〇

一五九簡は、奴隷が出頭してきた規定であり、しかも斷簡で逃亡自體にかんする罰則は不明だが、いずれにしろ、亡律一五九、一六〇から分かるのは、奴隷が逃亡したときには、主人は官にそれを報告せねばならず、かつ奴隷は處罰されるということである。

（7）『譯注　中國歷代刑法志（補）』（創文社、二〇〇五）冨谷「解說」二六九―二七〇頁

（8）是時承用秦漢舊律、其文起自魏文侯師李悝、悝撰次諸國法、著法經、以爲王者之政、莫急於盜賊、故其律始於盜賊、盜賊須劾捕、故著網捕二篇、其輕狡、越城、博戲、借假不廉、淫侈、踰制以爲雜律一篇、　『晉書』刑法志

（9）「假借」は、金錢の貸し借りではなく、權威を笠に着ること、權威を借りることという意味で資料に見える。そうならば、「官吏がその權威を笠に着て、不廉をおこなう」ということになる。例えば、

「贊曰、薛宣、朱博皆起佐史、歷位以登宰相、……又見孝成之世委任大臣、假借用權、世主已更、好惡異前、」

『漢書』薛宣朱博傳

「詔告司隸校尉、河南尹、南陽太守曰、每覽前代外戚賓客、假借威權、輕薄謥傳、至有濁亂奉公、爲人患苦、咎在執法怠懈、不輒行其罰故也」　『後漢書』皇后紀・和熹鄧皇后

一方、唐律厩戶律には、「諸假請官物、事訖過十日不還者、笞三十、十日加一等、罪止杖一百、私服用者、加一等」「諸監臨主守、以官物私自貸、若貸人及貸之者、無文記、以盜論、有文記、準盜論」などの規定があり、これは官吏の官物の不當な貸借、橫領、竊取の規定である。漢律の盜律にも（二年律令七七、七八・七九）にも類似の罰則規定がみえる。

□□□財（？）物（？）私自假貸、假貸人罰金二兩。其錢金、布帛、粟米、馬牛殿、與盜同法　七七

諸有叚於縣道官、事已、叚當歸、弗歸、盈二十日、以私自叚律論、其叚別在它所、有物故毋道歸叚者、自言在　七八所縣道官、縣道官以書告叚在所縣道官收之、其不自言、盈廿日、亦以私自假律論、其假已前入它官及在縣道官廷　七九

結局のところ、「假借不廉」とは、具體的に何を內容としているのか、はっきりしないが、雜律に屬する條文ということを根據とすれば、また二年律令褐律との關係をふまえて考えれば、官吏が民間に金錢等を貸し附けて不當利息を得る行爲としておくのが妥當であろう。

（10）ここでは、論文をあげることはしないが、史料には、官吏の廉、不廉はたとえば次のようなものがある。

秋八月、詔曰、吏不廉平則治道衰、今小吏皆勤事、而奉祿薄、欲其毋侵漁百姓、難矣、其益吏百石以下奉十五

『漢書』宣帝紀

秉字叔節、少傳父業、兼明京氏易、博通書傳、常隱居敎授、年四十餘、乃應司空辟、拜待御史、頻出爲豫、荊、徐、兗四州刺史、遷任城相、自爲刺史、二千石、計日受奉、餘祿不入私門、故吏齎錢百萬遺之、閉門不受、以廉潔稱、

『後漢書』楊震列傳

今朝廷之議、吏有著新衣、乘好車者、謂之不淸、長史過營、形容不飾、衣裘敝壞者、謂之廉潔、

『三國志』魏書和洽傳

州郡辟河東從事、守令有不廉潔者、皆望風自引而去

『晉書』王濬傳

（11）『譯注　中國歷代刑法志』（内田智雄篇、創文社、二〇〇五）一三六頁

（12）『晉書』刑法志は、「律有事狀相似而罪名相涉者、若加威勢下手取財爲強盜、不自知亡爲縛守、將中有惡言爲恐喝、不以罪名呵爲呵人、以罪名呵爲受賕、劫召其財爲持質、此六者、以威勢得財而名殊者也、卽不求自與爲受求、所監求而後取爲盜贓、輸入呵受爲留難、斂人財物積藏於官爲擅賦、加歐擊之爲戮辱、諸如此類、皆爲以威勢得財而罪相似者也」とあり、縛守（逃げることができない狀態にする）、恐猲、呵人、受賕、持質（擔保をださせる）などは「威力をもって財を得ること」であり、官吏の犯罪の中で解說する。また、「輸入呵受」といい、それは租稅にかんして咎め立てをし、難癖をつけ金錢を得ることと說明している。

（13）天生烝民、樹之以君、明君不能獨理、必須臣以作輔、君使臣以禮、臣事君以忠、故車服有等差、爵命有分秩、德高者則位尊、任廣者則祿重、下者祿足以代耕、上者俸足以行義、庶民均其賦、以展奉上之心、君王聚其材、以供事業之用、君班其俸、垂惠則厚、臣受其祿、感恩則深、於是貪殘之心止、竭效之誠篤、兆庶無侵削之煩、百辟備禮容之美、斯則經世之明典、爲治之至術、自堯舜以來、逮于三季、雖優劣不同、而斯道弗改、自中原崩否、天下幅裂、海內未一、民戶耗減、國用不充、俸祿遂廢、此則事出臨時之宜、良非長久之道、『魏書』高閭傳

（14）岡崎文夫『魏晉南北朝通史』（弘文堂、一九三二）六六七頁

（15）時官無祿力、唯取給於民、寬善撫納、招致禮遺、大有受取、而與之者無恨、又弘農出漆蠟竹木之饒、路與南通、販貿來往、家產豐富、而百姓樂之、諸鎭之中、號爲能政、及解鎭還京、民多追戀、詣闕上章者三百餘人、書奏、高祖嘉之、『魏書』崔寬傳・『北史』卷二十一

（16）川本芳昭『魏晉南北朝時代の民族問題』（汲古書院、一九九八）三八〇～三八一頁

（17）（臨淮王譚）子提襲、爲梁州刺史、以貪縱削除、加罰、徙配北鎭、『北史』卷十六

（18）『資治通鑑』卷一三六 齊紀・世祖武皇帝に、同文が見え、胡三省が「枉法」「義贓」を解說している。

九月、魏詔、班祿以十月爲始、季別受之、三月爲一季、舊律、枉法十匹、義贓二十匹、罪死、至是、義贓一匹、枉法無多少、皆死、（胡注、枉法、謂受賕枉法而出入人罪者、義贓、謂人私情相饋遺、雖非乞取、亦計所受論贓、仍分命使者、糾按守宰之貪者）

（19）魏初至於太和、錢貨無所周流、高祖始詔天下用錢焉、十九年、冶鑄粗備、文曰太和五銖、詔京師及諸州鎭皆通行之、內外百官祿皆準絹給錢、絹匹爲錢二百、『魏書』食貨志

（20）熙平初（五一六～五一七）、尙書令任城王澄上言、……太和之錢、高祖留心創制、後與五銖並行、此乃不刊之式、但臣竊聞之、君子行禮、不求變俗、因其所宜、順而致用、太和五銖雖利於京邑之肆、而不入徐揚之市、土貨旣殊、貿鬻亦異、便於荊郢之邦者、則礙於荊豫之域、致使貧民有重困之切、王道貽隔化之訟、去永平三年、都座奏斷天下用錢

不依準式者、時被敕云、不行之錢、雖有常禁、其先用之處、權可聽行、至年末悉令斷之、……愚意謂今之太和與新鑄五銖、及諸古錢方俗所便用者、雖有大小之異、並得通行、貴賤之差、自依鄉價、庶貨環海內、公私無壅、其不行之錢、及盜鑄毀大爲小、巧僞不如法者、據律罪之、

『魏書』食貨志

(21) 沈家本『漢律摭遺』巻二「受財枉法」の項を參照。

(22) 「禮遺」という語にかんして、たとえば、

鄭均字仲虞、東平任城人也、少好黃老書、兄爲縣吏、頗受禮遺、均數諫止、不聽、卽脫身爲傭、歲餘、得錢帛、歸以與兄、曰、物盡可復得、爲吏坐臧、終身捐棄、兄感其言、遂爲廉潔、

『後漢書』鄭均傳

辟司徒桓虞府、後拜侍御史、持節使幽州、宣布恩澤、慰撫北狄、所過皆圖寫山川、屯田、聚落百餘卷、悉封奏上、肅宗嘉之、拜兗州刺史、以清約率下、常席羊皮、服布被、遷張掖太守、有威重名、時大將軍竇憲將兵屯武威、天下州郡遠近莫不修禮遺、恂奉公不阿、爲憲所奏免、

『後漢書』李恂列傳

魏書曰、乘輿時居棘籬中、門戶無關閉、天子與群臣會、兵士伏籬上觀、互相鎭壓以爲笑、諸將專權、或擅笞殺尙書、司隸校尉出入、民兵抵擲之、諸將或遣婢詣省閤、或自齎酒啖、過天子飮、侍中不通、喧呼罵詈、遂不能止、又競表拜諸營壁民爲部曲、求其禮遺、醫師、走卒、皆爲校尉、御史刻印不供、乃以錐畫、示有文字、或不時得也、

『魏書』郭汜列傳

(23) 拙稿「緒言――江陵張家山二四七號墓出土漢律によせて」(『江陵張家山二四七號墓漢律令の研究』朋友書店、二〇〇六)、「生命の剝奪と屍體の處刑」(『江陵張家山二四七號墓漢律令の研究』朋友書店、二〇〇六)

(24) 贖貨とは、よごれた金、不正な金錢

世語曰、恂字良夫、有通識、在朝忠正、曆河南尹點侍中、所居有稱、乃心存公、有匪躬之節、鬲令袁毅餽以駿馬、知其貪財、不受、毅竟以贖貨而敗、建立二學、崇明五經、皆恂所建、

『三國志』王朗傳

今如登郡比者多、若聽其貶秩居官、動爲準例、懼庸才負遠、必有贖貨之累、非所以肅清王化、輯寧殊域也、臣愚以爲宜聽鑒所上、先召登還、且使體例有常、不爲遠近異制、詔從之、

『晉書』李重傳

廣州包帶山海、珍異所出、一篋之寶、可資數世、然多瘴疫、人情憚焉、唯貧窶不能自立者、求補長史、故前後刺史皆多贖貨、朝廷欲革嶺南之弊、

『晉書』良吏傳

(25) 禮義之大宗也、夫禮禁未然之前、法施已然之後、法之所爲用者易見、而禮之所爲禁者難知

『史記』太史公自序

peoples) and others that belonged to the Zhou cultural sphere. Thus *Xia* was a concept that was capable encompassing both. In other words, the *Xia* of the Qin law was not a concept that stood in binary opposition to *rong,* it seems rather to have been a concept of political relationship for integrating various states, including those classified as *rong*.

On the other hand, the *Xia* within the context of family lineages was an affiliation through the bloodline of a Qin father, and it also presented a more broader identification for people born when a Qin woman married outside the group with a *chenbang* person. The Qin legal system invariably distinguished whether one was Qin *(Xia)* or *chenbang* on the basis of background of one's father. Then in the case of the *chenbang* people a further distinguish was made, whether one was *Xiazi* or *Zhen* 眞 on the basis of the background of the mother. The *Xiazi* was a *chenbang* person who was borne by a Qin (*Xia*) mother, in short this meant the person was "a quasi-Qin." And the *Zhen* in contrast was someone who did not have Qin blood, meaning someone who was "a genuine non-Qin." The Qin constructed the concept of *Xia*, an affiliated relationship based on the bloodlines of their own state for the *chenbang* people.

As seen from the above, the *Xia* in Qin law was constructed upon the system of Qin domination as a concept to justify the integration of Qin and non-Qin people. It was a concept in a theory of governance that expressed the ties, both political and of blood, to the Qin center and was not cultural or territorial. In other words, Qin constructed a social order in which the *Xia* were placed atop the various states that included those of foreign peoples.

BETWEEN RITUAL AND PUNISHMENT: THE TRANSITION OF THE CRIME OF BRIBERY

TOMIYA Itaru

The crimes of bribery and corruption were proscribed in the statutes on Administrative Regulation in the Tang Code. Concerning taking illicit goods, there are some provisions in the Han Code as well, which belong to the Statutes on Robbery. They were assumed to correspond to stealing in the Han period. And though the law conceived of it as an officer's crime, the crime was not a status specific offense in the full sense.

The conditions and features of the crime of bribery changed in the time from

Han to Tang to confirm its character as an officer's crime, and the deed without further malfeasance came to be punished under the Tang Code. The reason why the crime of bribery changed should be attributed to the change of administrative as well as criminal policies leading up to the Tang period.

The first transition happened in the Cao Wei period, when the proscriptions against bribery moved to the Statute on Seeking Favors (請賕律) with other administrative regulations. This means the law changed so that the crime of bribery came into the category of corruption by government officials.

Law in the Bei Wei period dictated and amplified this current. When Bei Wei established its empire in North China, there had not been a system for official salaries in the administration. In 484 AD, Xiao Wen Di (孝文帝) enacted salaries for government officers. This new institution was intended for the prevention of increasing bribery in Bei Wei. However the policy made the punishment for bribery extremely severe, to the extent of applying the death penalty for all bribery, irrespective of the amount of the bribe. The conditions of the crime of bribery in the Bei Wei Code came to be totally different from these the Han Code. It is obvious that the Tang Code succeeded the Bei Wei as well as the Bei Zhou Code. As for the prescriptions concerning bribery and corruption, it seems correct to assume that the Tang Code was amended and adjusted from the harshness and immaturity of the Bei Wei. If it had not been for the Bei Wei code, the proscriptions against bribery in the Tang Code might not have appeared.

This is the historical factor which made the conception of bribery change. I can point to the fundamental factor of Chinese ritual and punishment in this context. Bribery, in the form of ceremonial presentations to officers, was not a blameworthy act in ancient China. It was rather a performance of ritual, which expressed gratitude to the officers. This is the reason why in the Han Code taking bribes was not a crime unless the officers broke the law in exchange.

Here we can see a principle antithetical to ritual. This is the theory of the law as well as punishment, whose purpose was nothing but deterrence. It became an illegal act for officers to take bribes without further malfeasance down to the Tang. This no doubt embodies the unique character of Chinese penal law.

The crime of bribery and its punishment swung between the poles of ritual and punishment in the time from Han to Tang, and transformed their conditions and features accordingly. This is my conclusion.